

## 「北海道循環型社会形成推進基本計画」（第2次）の策定について

### 1 計画策定の趣旨

- 道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、循環型社会の形成を加速させるための施策の基本的な方針や道が講ずべき施策などを定めた「北海道循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）を策定。
- 循環基本計画について、10年間の計画期間が終了することから、目標の達成状況のほか、関係する方針等の整備状況や社会情勢の変化を踏まえ、第2次計画を策定。

【新たな計画の策定に当たって勘案する方針等】

内容	時期
国の廃棄物処理に係る「基本方針」変更	H28.1
国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」策定（以下「国の循環基本計画」という。）	H30.6
国の「廃棄物処理施設整備計画」策定	H30.6
国の「プラスチック資源循環戦略」の策定	R1.5
「北海道災害廃棄物処理計画」策定	H30.3

### 2 循環基本計画（第2次）（部会報告）の概要

#### （1）策定の位置付け等

##### ① 位置付け

北海道が目指す循環型社会の具体的指針であり、「北海道環境基本計画」の個別計画

##### ② 期間及び目標

- 期間：令和2年度（2020年度）から概ね10年間
- 目標：北海道らしい循環型社会の形成

##### ③ 策定の視点

北海道環境基本計画で示す将来像「循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道」に向けた5つの項目（自然との共生、健全な物質循環の確保、持続可能な生活、環境に配慮した地域づくり、環境と経済の良好な関係）

#### 【第1次計画からの変更点】

- 国の循環基本計画を踏まえ、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力を最大限に発揮することを目指す「地域循環共生圏」の形成に向けた施策の展開を追加（p.5）
- 「北海道らしい循環型社会」をめざす取組により、関連するSDGsのゴールの達成に向けて貢献することを追加（p.7）

#### （2）施策の基本的な方針と指標

- 方針：①3Rの推進、②廃棄物の適正処理の推進、③バイオマスの利活用の推進、④リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興を、基本事項として展開
- 指標：計画の進捗状況を把握するため、基本事項に関する指標及び補助指標を設定

指 標	目標とする数値（令和6年度）
物質フロー指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環利用率：17%</li> <li>・最終処分量：82万トン以下</li> </ul>
取組指標	
①環境に配慮した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rを実践する道民の割合：60%～80%以上</li> </ul>
②廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量：一般廃棄物 170万トン以下、産業廃棄物 3,750万トン以下</li> <li>・1人1日当たり排出量：一般廃棄物 900グラム/人・日以下</li> <li>・リサイクル率、再生利用率：一般廃棄物 30%以上、産業廃棄物 57%以上</li> <li>・最終処分量：一般廃棄物 25万トン以下、産業廃棄物 57万トン以下</li> </ul>
③バイオマスの利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利活用率：廃棄物系 90%以上（R4）、未利用系 70%以上（R4）</li> <li>・バイオマス活用推進計画等策定市町村数：60市町村（R4）</li> </ul>
④循環型社会ビジネスの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・②の排出量、リサイクル率、再生利用率</li> </ul>
補助指標	資源生産性、3Rの認知度等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>【追加】</b>              焼却処理量のうち発電・熱利用されている施設で焼却されたものの割合           </div>

### （3）道の主な施策

#### ① 3Rの推進

道民、事業者等の取組促進、道の率先行動、3R推進のための仕組み・基盤の構築等

##### 【変更点】

- ・プラスチック資源循環の推進を追加（p.41）

#### ② 廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理、不法投棄の防止等

##### 【変更点】

- ・人口減少・少子高齢化等の社会情勢に対応するため、ごみ処理の広域化計画を見直し、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を推進（p.41）
- ・国と連携し、災害廃棄物の処理に関する市町村の計画策定を促進（p.41）
- ・市町村・関係団体などとも連携した、海岸漂着物の発生抑制や回収処理を推進（p.41）

#### ③ バイオマスの利活用の推進

市町村計画の策定促進、利活用システムの構築・施設整備の促進、利活用技術の研究開発等

##### 【変更点】

- ・バイオマスのエネルギーや製品としての活用による、地域循環共生圏の形成の推進（p.43）

#### ④ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

リサイクル関連産業の創出・育成、再生品市場の形成促進等